

商品寄贈による社会福祉貢献活動

寄贈品に関する協定

商品寄贈による社会福祉貢献活動
寄贈品に関する協定

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下、「甲」という。）、奈良県（以下、「乙」という。）及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、「丙」という。）は、甲と乙が進める社会福祉活動に丙が賛同し、生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援や地域福祉の推進を図るため、丙の社会貢献活動の一環として丙所有の商品を甲に寄贈する取組（以下、「本事業」という。）について、以下のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業における丙から甲に対し寄贈する丙の所有する商品（以下、「本件寄贈品」という。）及び本件寄贈品の取扱い並びに甲、乙及び丙のそれぞれの役割に関し、基本的な事項について定めることを目的とする。

（役割）

第2条 本事業実施にあたり、甲、乙及び丙は、次の各号に掲げるそれぞれの役割を遂行するとともに、相互に連携し、協力を図るものとする。

- （1） 甲は、本協定の趣旨に則り丙から寄贈された本件寄贈品の管理・配分を実施する。
- （2） 乙は、広報活動等、本事業の目的達成に必要な支援を実施する。
- （3） 丙は、本件寄贈品を無償で甲に譲渡し、甲が指定する送付先に配送する。

（費用負担）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定めるそれぞれの役割について発生した費用等を負担し、三者間で求償はしないものとする。

（本件寄贈品の提供・取扱い）

第4条 本件寄贈品の提供・取扱いの主な流れについては、次のとおりとする。

- （1） 甲は、県民から寄せられる寄附金及び寄附物品を必要とする人や団体に適切に配分する機能を有しており、その機能を活かして別紙1記載の奈良県内各市町村社会福祉協議会と連携し、本事業の趣旨に合致した配分を行う。
- （2） 乙は、本事業について広報活動を促進し、マス・メディアへの対応に努め、本事業の円滑な推進に資する。
- （3） 丙は、本件寄贈品を提供する店舗情報・本件寄贈品の送付日について、1か月前を目処に甲に対し書面（電子メール含む。以下も同様とする。）で通知する。ただし、本件寄贈品送付日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除くものとする。
- （4） 甲は、前号の書面を受領又は受信後14日以内に、丙に対し本件寄贈品の送付先

- (第5条2項に該当する配分先又は送付先がない場合を含む)を書面で通知する。
- (5) 丙は、前号の甲からの書面を受領後、食品衛生法その他関係する法令に適合する(賞味期限又は消費期限内であることを含む。)本件寄贈品を甲から指定された場所へ送付する。
 - (6) 丙は、次に定める商品は本件寄贈品の対象外とする。
販売期限1か月未満の商品、発火性のある商品、夏季期間のチョコレート菓子、季節品・催事商品、酒・煙草などの免許品、おにぎり・弁当等の日配商品、アイスクリームなどの温度管理が必要な商品
 - (7) 甲は、丙から寄贈された本件寄贈品の確認を行い、甲は、別紙2「寄贈確認票」(以下、「寄贈確認票」という。)に受領印を押印し、丙に提出する。
 - (8) 甲は、本件寄贈品の受領を行う。
 - (9) 甲は、本件寄贈品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。
 - (10) 甲は、甲自ら又は県内の各市町村社会福祉協議会を通じて、丙から寄贈された本件寄贈品を食品衛生法その他適用される法令に従って適切に取り扱い、また、本件寄贈品の提供先又は支援団体に対して、適用される法令に従って本件寄贈品を適切に取り扱うよう指導する。
 - (11) 本件寄贈品の所有権については、甲が指定する配送先において本件寄贈品を丙から受領した時点で丙から甲に移転するものとする。なお、甲が何らかの理由により本事業に使用できないと判断した本件寄贈品については、甲の費用と責任で法令に則り、適切に廃棄処分する。

(本件寄贈品の配分対象事業・配分対象者)

第5条 甲は、次の各号に定める事業・活動に本件寄贈品を無償で配分する。ただし、政治、宗教、営利を目的とする事業・活動は配分の対象としない。

- (1) 生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援
- (2) 地域福祉の推進に寄与する事業・活動
- (3) その他、甲が認めた事業・活動(甲が実施する事業を含む)

2 甲は、次の各号に定める者、団体を対象とし、配分する。

- (1) ボランティア・NPO法人等福祉活動団体
- (2) 社会福祉に係る施設
- (3) 支援を必要とする個人・世帯
- (4) 奈良県内各市町村社会福祉協議会
- (5) その他、甲が認めた者・団体

(本協定の見直し)

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度他の全ての当事者と協議をし、当該変更内容に合意した場合、別途協定当事者全員が記名・

押印する文書にて本協定の変更協定を締結する。

(有効期間及び更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了日の翌日から同一条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、1か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(解除)

第8条 甲、乙及び丙は、他の当事者に本協定に違反する行為がある場合、違反是正期間として14日程度の期間を定めて、その是正を文書にて催告し、当該違反者がかかる違反を是正しない場合は、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(本件寄贈品配分先に関する記録)

第9条 甲は、本件寄贈品の配分先の記録を1年間適切に保持し、乙又は丙が希望する場合、甲は、乙又は丙に対し、本寄贈品の配分先について報告するものとする。

(責任の所在)

第10条 本件寄贈品の品質等の責任の所在については、次のとおりとする。

- (1) 本件寄贈品の品質、保存方法、消費期限又は賞味期限（以下、「品質等」という。）については、丙から甲に引き渡される前までは丙が保証し、引渡し後の品質等の遵守については、甲の責任において管理する。
- (2) 食品衛生上の問題等を理由に、第三者から異議・苦情等を受け、第三者に対して損害を与え、又は第三者との間で紛争を生ぜしめたときは、直ちに、これを他の当事者に報告した上で、前号に基づき責任を負うべき当事者が自らの費用及び責任において処理、解決する。ただし、当該他の当事者は、前記第三者からの異議・苦情・紛争等にかかる当事者からの要請があった場合は、合理的な範囲で協力する。なお、責任の所在が不明確な場合については、各当事者間で協議して対応する。
- (3) 前各号に定めのない事項については、別途各当事者間で協議してこれを定めるものとする。

(守秘義務)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、本協定の有効期間中に甲、乙及び丙が口頭又は書面、その他形式の如何を問わず開示を受けた一切の情報のうち、開示をした当事者（以下、「開示者」という。）が機密である旨を通知し、又は当該書面に機

密である旨を記載することにより機密である旨を明示して受領者に開示した情報(以下、「本件機密情報」という。)を、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、乙の保有する情報の公開に関する条例に該当する情報の場合は、同条例の規程と取扱いに従うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、他の当事者の機密情報を紛失又は滅失した場合には、直ちに開示者に対し連絡し、開示者の指示に従って必要な措置を講じるものとする。また、甲、乙及び丙は、開示者の機密情報について、自己において本契約に違反する取り扱いが明らかとなった場合は、直ちに他の当事者に報告するとともに、損害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならないものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、本件機密情報を保管が必要な期間を超えて保管しないものとし、本件機密情報が本事業業務遂行上不要となったと開示者が判断した場合、受領者は開示者の指示に従い廃棄(データ削除を含む)・返還等の処理を行い、開示者に報告するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲、乙及び丙は、自己の責に帰すべき事由により本協定に違反、又は履行に付随した行為により、他の当事者又は第三者に損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む)を被らせたときは、これを賠償する。ただし、不可抗力の場合は、甲、乙及び丙が別途協議し合意のうえ、対応方法につき決するものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第13条 本協定は、日本法に準拠し、本協定に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(存続条項)

第14条 第7条(有効期間及び更新)の定めにかかわらず、第10条(責任の所在)、第11条(守秘義務)、第12条(損害賠償)、第13条(管轄裁判所)及び本条(存続条項)の各定めは、本協定が終了した後も有効とする。

(協議事項)

第15条 本協定に記載なき事項又は記載事項の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙は誠意をもって協議する。

(以下、余白。)

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 11 月 13 日

(甲)

奈良県橿原市大久保町 320-11
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
会 長 荒 井 正 吾

(乙)

奈良県奈良市登大路町 30
奈良県知事 荒 井 正 吾

(丙)

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 永 松 文 彦

別紙 1：奈良県内各市町村社会福祉協議会

奈良市社会福祉協議会

大和高田市社会福祉協議会

大和郡山市社会福祉協議会

天理市社会福祉協議会

橿原市社会福祉協議会

桜井市社会福祉協議会

五條市社会福祉協議会

御所市社会福祉協議会

生駒市社会福祉協議会

香芝市社会福祉協議会

葛城市社会福祉協議会

宇陀市社会福祉協議会

山添村社会福祉協議会

平群町社会福祉協議会

三郷町社会福祉協議会

斑鳩町社会福祉協議会

安堵町社会福祉協議会

川西町社会福祉協議会

三宅町社会福祉協議会

田原本町社会福祉協議会

曾爾村社会福祉協議会

御杖村社会福祉協議会

高取町社会福祉協議会

明日香村社会福祉協議会

上牧町社会福祉協議会

王寺町社会福祉協議会

広陵町社会福祉協議会

河合町社会福祉協議会

吉野町社会福祉協議会

大淀町社会福祉協議会

下市町社会福祉協議会

黒滝村社会福祉協議会

天川村社会福祉協議会

野迫川村社会福祉協議会

十津川村社会福祉協議会

下北山村社会福祉協議会

上北山村社会福祉協議会

川上村社会福祉協議会

東吉野村社会福祉協議会

寄贈確認票

東京都千代田区二番町8 番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 様

物品名：食品 箱・雑貨 箱
(寄贈申出者による算定額 円)

但し、社会福祉事業等への配分のための
寄贈物品として
上記のとおり受領しました。

年 月 日

住所 奈良県橿原市大久保町 320-11

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

会長 荒井 正 吾